

(仮称) 港明用地開発事業に係る公聴会議事録

1 対象事業の名称及び種類

(仮称) 港明用地開発事業

工場又は事業場の建設

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日時

平成 26 年 10 月 25 日 (土)

午後 2 時から 2 時 50 分まで

(2) 場所

港楽小学校体育館

港区港楽二丁目 3 番 36 号

3 出席した陳述人の氏名 (敬称略)

中川 武夫

4 条例第 21 条第 5 項の規定による出席者の職名及び氏名 (敬称略)

東邦ガス株式会社 用地開発推進部

港明開発グループマネージャー 駒田 敏行

東邦不動産株式会社 企画総務部

部長 刈谷 誠

三井不動産株式会社 商業施設本部リージョナル事業部事業推進グループ

主事 藤田 佳孝

三井不動産レジデンシャル株式会社 中部支店

開発室主管 津崎 貴彦

5 議長

環境局地域環境対策部長 渡部 智恵

6 事務局

環境局地域環境対策部主幹 (環境影響評価・化学物質) 小出 恭司

環境局地域環境対策部地域環境対策課主査 (環境影響評価) 武内 昭夫

7 傍聴人の数

19 名

8 公聴会の議事

議長（渡部部長）

皆様大変長らくお待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから（仮称）港明用地開発事業に係る公聴会を開催いたします。

この公聴会は、名古屋市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの一環として行うものです。

私は、本日の公聴会の議長を務めさせていただきます名古屋市環境局地域環境対策部長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

また、事務局として地域環境対策部 環境影響評価及び化学物質担当主幹の小出、もう1名、地域環境対策課 環境影響評価担当主査の武内でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本市では5月7日から10月いっぱいまで、エコスタイル運動を実施しており、エコスタイルでの出席とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日の公聴会の運営方法の説明と、本日出席の陳述人の方、事業者の方のご紹介を小出から行わせていただきます。

以後、議事の進行につきましては、座ったままさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

事務局（小出主幹）

それでは、本日の公聴会の運営につきましてご説明申し上げます。

まず、傍聴人の方へお願い申し上げます。

この公聴会は、「（仮称）港明用地開発事業に係る見解書」に対して、あらかじめ申し出のあった陳述人の方のご意見を伺うものでございますので、傍聴人の方が意見を述べたり、質問したりすることはできませんのでご了承願います。

公聴会開催中は静粛にいただき、携帯電話等は電源をお切りいただくかマナーモードに設定してください。

その他の注意事項につきましては、議事次第の「傍聴人の方へのお願い」に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、公聴会の記録を作成するために、録音、写真撮影を行います。また、報道機関による撮影等が行われることがありますので、ご了承いただきたいと思います。

その他、公聴会の運営に支障がございませんようご協力をお願いいたします。

続きまして、陳述の方法について申し上げます。

初めに陳述人の方から意見の陳述をしていただきます。陳述時間は1人10分以内と定めております。10分以内で陳述をお願いいたします。

次に、事業者はこの陳述に対して見解を述べることができますが、見解を述べられ

る場合には、ここで若干の休憩を取らせていただき、休憩後20分以内で見解を述べていただきます。

続いて、この事業者の見解に対して、陳述人の方から補足意見陳述のご希望があれば、若干の休憩時間を取らせていただき、休憩の後、補足意見を述べていただきます。補足意見の陳述時間は1人5分以内と定めておりますので、5分以内で陳述をお願いいたします。いずれの場合にも、所定の時間が1分になりましたら、ベルを1回鳴らします。また所定の時間が経過しましたらベルを2回鳴らします。このようにお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

以上の手順で本日の公聴会を運営させていただきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

引き続きまして、陳述人の紹介をさせていただきます。

陳述人の中川武夫様です。

続きまして、事業者の紹介させていただきます。

東邦ガス株式会社 用地開発推進部 港明開発グループマネージャー 駒田敏行様。
東邦不動産株式会社 企画総務部 部長 刈谷誠様。

三井不動産株式会社 商業施設本部リージョナル事業部事業推進グループ主事 藤田佳孝様。

三井不動産レジデンシャル株式会社 中部支店 開発室主管 津崎貴彦様。

以上で、本日の運営方法の説明と陳述人並びに事業者のご紹介を終わります。

議長（渡部部長）

それではただいまから陳述をお願いします。

中川武夫様、陳述をお願いいたします。

陳述人（中川武夫様）

座って陳述をさせていただきます。10分ということですので、全部で10枚ぐらいの原稿を用意しておりますので、とてもしゃべりきれませんので、かい摘んでお話をさせていただきますと思います。

私は、名古屋市の環境影響評価の手続きは、本来の目的である公害、環境破壊の未然防止に本当に役立つようなものになってほしいという立場から、いろいろ意見を出させていただきます。

まず最初に、今回の見解書では、多くの間違いや予測条件の不備などの指摘について、評価書において追記しますとして、補足、追記、修正がしてあります。これは当然のことではありますが、14項目と不備の多い準備書であるというふうに言わざるを得ません。

評価書作成に当たっては慎重に作業をしていただきたいというふうに思います。

14項目については、既に指摘をしておりますので省かせていただきます。

次に、指摘に基づいて、見解書で新たに説明追加した内容について、評価書において追記しますと、記載がない。つまり評価書に書くと宣言をされてないものが12項目もあります。これは理解に苦しみます。書き忘れたのか、それとも見解書でちょろっと言っておけば、評価書に書かなくても済むというふうに安易にお考えなのか理解に苦しむところです。例えば、浸水対策としての雨水流出抑制として、地下貯留槽を設けとあるだけで、その規模がない。規模がなければ、どんな貯留槽を設けるのか分からない。貯留槽を設けるだけでは準備書として意味がないということになります。

また、休日の建設工事は行わないはずなのに、休日の交通量が予測してある。これ、土曜日のことを書いてあると言っていますけども、日曜、祝日には工事を行う旨の記載がありません。

また、地被類の単位面積当たりのCO₂吸収量についても出典も根拠も示さずに、安全側だからこういう値を取っているということだけです。これではアセスとしての意味がないというふうに言わざるを得ません。

次いで、予測条件が不足や未定の問題に対して回答さえないものがあります。これでは意見も出せず、環境影響評価の意味がありません。本日の公聴会で、ぜひ明確な回答を求めたい。できれば資料の配布を求めたいと思います。この項目が11項目もございます。

例えば3ページの日照障害、景観、電波障害の予測条件として、事業計画の概要としては当たり前の各施設の高さを記載してほしいという、記載すべきだという意見に対して、エネルギー施設は31m、住宅地区は約7.5から31m、商業地域は約23から31m、複合業務地区は5から31m、スポーツ、レクリエーション地区は約12から31mを想定しています。と書いてあるだけで、どこにどのような建物ができるのか、どの高さのものができるのかということについては示されていない。まだ計画が十分じゃない。そういう問題では科学的な予測ができない。その予測が妥当性があるかどうか検討できないということになります。さらに、工事中の環境保全措置として、コンクリートミキサー車の洗浄水は場外搬出処分とするということですが、一時的に貯留する施設とか、その規模についても全く記載がございません。その他幾つかございます。11項目ございますので、ぜひこれについては今日、明確な回答をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、私たちの指摘に対して全く答えずに、準備書の内容を繰り返すだけという見解では、これは見解書の意味がありません。見解を修正して再度の公聴会をやってほしいと思うぐらいでございます。この項目が15点ございます。

一例として、土壤汚染調査について、基準不適合土地が残置しているということに関しては、掘削土との関係が分からないため、不十分な記載であるという指摘に対して、基準不適合の状況は、準備書に記載してあるとありますが、重要なベンゼンの封じ込めの位置、深さは不明。自然由来でも鉛、カドミウム、総水銀のどの項目も基準不適合土地がどこなのかも準備書では不明です。書いてあるというけれども、そうい

ったものが明確に書いていないという、これでは見解書とはとても言えません。そういう問題がございます。

騒音の環境基準についても指摘してありますが、広島高裁70デシベルですね。Leqで70デシベルを採用していますけれども、今年の1月に行われました広島高裁判決では昼間野外地Leq65デシベルを超える場合には、広島では損害賠償請求が認められるという判決が出ております。これに対して被告は控訴しておりません。この判決が高裁で確定しております。こういう事実を踏まえれば70までは大丈夫という非常に安易な考え方は納得できないということになります。

それから工事中の水質で環境保全措置として沈砂設備に堆積した土砂を定期的に除去するなど、濁りの除去効果が低下しないよう維持管理を行うとありますが、その維持管理のためにどういうチェックをどのようにするのかということについても明確に書いてありません。

さらに別の項目ですが、市の指導を受け、適切に進めるからいいと、こういう記載があります。そんなことだったら環境影響評価は要らない。最初から市の指導を受けて適切にやるからいいと一言書けば、それで環境影響評価が終わってしまうということになりかねません。こういうものは許されないというふうに思います。

それから非科学的な予測を解消して、評価書ではきちんと再予測をしてほしいというふうにあります。これも8項目ございますが、例えば1つの項目では、自動車の排気ガスの問題ですが、走行速度が60から70までは走行速度が遅いほど多くなるから、遅い方で検討したというふうにありますけれども、これは事実と違います。明確にそのことを確認した上で再予測をしていただきたいというふうに思います。ですから私たちの見解としては法定速度、都市高を走る車の法定速度60kmですが、60kmで予測するのではなくて、少なくとも70km、実際にはもっと速いスピードで走っておりますから、そういう場合の予測をして、現実にあった予測とすべきであるというふうに考えます。

それから事業計画の見直しが必要な項目も5項目ございます。23ページの駐車場の問題では、予測をすると年平均値98%値が0.040、実際は0.0403です。これでは市の基準を環境目標値を超えてしまいます。こういうことについて、きちんとこのような大規模な駐車場を設置する必要があるのかどうかについても再検討すべきであるというふうに思います。

それから工事車両の通行の問題ですが、工事中の大型車両を西側、北側は原則通行禁止にすべきであると。これは環境基準を超えます。そして、やむを得ない場合にのみ使うというふうな設定にすべき。そしてそこを走行させる場合は、事前に地元連絡をする、こういうような体制を取るべきであるというふうに考えております。そうでなければ2車線で、歩道のない幅員7.2mの生活道路にまで工事中の大型車が遠慮会釈なく入り込むということになるということです。市道江川線のように50mの幅員で6車線の道路とは全く状況が違っていることをぜひご検討いただきたいと思います。

時間になりましたので、終わらせていただきます。以上です。

議長（渡部部長）

中川さん、どうもありがとうございました。陳述人の方からご意見をいただきました。事業者の方はただいま陳述されました意見に対しまして、見解を述べることができますがいかがされますか。

事業者（東邦ガス株式会社 用地開発推進部 港明開発グループマネージャー 駒田敏行様）

ただいまのご意見に対しまして見解を述べさせていただきたいと思います。

議長（渡部部長）

ただいま事業者の方から見解を述べたい旨の申し出がございましたので、見解をまとめていただくためにも、ここで10分間の休憩を取らせていただきます。

ただいま2時16分でございますので、ちょっと長めになりますが、2時30分までの休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（休 憩 午後 2時16分）

（再 開 午後 2時30分）

議長（渡部部長）

皆様お待たせいたしました。それではただいまから、再開させていただきます。

これから事業者の方に見解を述べていただきますが、冒頭でもお願いをいたしましたとおり、20分以内にまとめて見解を述べていただきたいと思います。

事業者の方は見解の陳述をお願いいたします。

事業者（東邦ガス株式会社 用地開発推進部 港明開発グループマネージャー 駒田敏行様）

本日はお忙しいところ（仮称）港明用地開発事業に対しまして貴重なご意見を賜りました。まことにありがとうございます。

本事業は、弊社グループの工場跡地を活用しまして、その立地特性を生かし、商業施設、住宅、業務施設、あとスポーツ施設などの複合的な機能を持ったまちづくりを行うとともに、都市基盤としての道路や公園などの整備、災害時における一時避難場所や、帰宅困難者のためのスペースの確保などの防災機能も備えたまちづくり、新たな賑わいや交流に資するまちづくりを創出していくことを目的としております。

そのほかにも、またスマートエネルギーネットワークなる新しいネットワークの導入によりまして、省エネルギーの徹底、CO₂削減、それからあと災害時のライフラ

インの機能維持、これらの環境と防災に資する先進的なエネルギーシステムのモデルエリアの形成を図ること、これも目的としまして、本事業の熱源及び電源を集中管理し、エネルギーを供給する施設の計画を進めてまいりました。

それではこれより私の方から本日いただきましたご意見に対しまして、四事業者を代表しまして事業者としての見解を述べさせていただきます。

幾つかご意見をいただいておりますので、できるだけいただいたご意見の順に沿ってお答えをさせていただきたいと思っております。

まず冒頭に、評価書の作成については慎重に行うことと、準備書、見解書等でいろいろ不備のご指摘があったということをお伺いしました。これは謹んでお受けいたしまして、評価書の作成に当たりましては、見解書において評価書に追記、修正するとした内容を記載するなど、適切に作業してまいります。

続きまして、具体的なご意見を幾つかいただいております。

まず一つは、雨水の流出抑制について、地下貯留槽の規模が記載されていないというご指摘があったかと思っております。

こちらについては、具体的には建物の下部のところの地下ピット部分に雨水貯留槽を設置するなどの対応によりまして、東側のA区域では約4,400m³、B区域におきましては約4,000m³、C区域につきましては約1,600m³の雨水貯留槽を予定しております。

もう1件、休日の工事関係車両の設定について、土曜日が休日であって、日曜、祝日の休日に作業をしないという明記がないということのご指摘でございました。こちらの方には、本事業では、やはり土曜日には作業を行う計画であります。これで土曜日を休日として設定しておりますことを評価書に明記したいと思っております。

それからもう1点、地被類の原単位の設定についての説明がないというところにつきましては、こちらの方は大気浄化植樹マニュアル、これでは単位葉面積当たりの年間総二酸化炭素吸収量としまして、1m²当たり3.5kg、これが示されております。この数値はさまざまな樹種における二酸化炭素吸収量の平均値でございまして、葉の形状もさまざまなものとなっております。本事業で計画している地被類につきましても、さまざまな葉の形状であることから、1m²当たり、この3.5kgと設定しております。このことにつきましては評価書に記載いたします。

次に、予測条件について回答がなかった、記載が不足している、未定であるという表現であったというご指摘の中で、まず各施設の高さの記載についてでございます。

各施設の建物の高さにつきましては、まずA区域のエネルギー施設につきましては、約31m、住宅の立体駐車場部分が約7.5m、住宅棟の部分が10階建てで約31m、商業施設におきましては最高高さで約31m、また商業施設の立体駐車場の部分、これは約23m、それにB区域の方では、エネルギー施設はA区域と同じく約31m、複合業務施設では、こちらの方は1階部分から6階建ての部分まで、複合的な建物がございまして、こちらの方で6階建てのもので最高高さが約31m、それからC区域につきま

しては喫茶店、ゴルフ練習場のクラブハウスがございますが、こちらの方は約12m、あと、新規事業用施設としまして約31m、これらの建物を今計画してございます。このことにつきましては評価書で記載しておきます。

もう1点、コンクリートミキサー車の洗浄水の扱い、水処理についてというところでございます。コンクリートミキサー車の洗浄水につきましては、ミキサー車が車両本体に洗浄水を溜め、直接場外に搬出していきます。適正に処分場で処分することを基本と考えております。

次に、見解書の中で、準備書と同じ内容のことを繰り返すだけというご指摘をいただいたものが幾つかございました。

その中で、まず基準不適合土壌の状況についてでございます。ご指摘ありましたベンゼンにつきましては、対策工事の結果、約G L部分からマイナス6 m付近のシルト層の一部に残っております。そのため、その周囲を鋼矢板で囲い込んでおります。また、鉛、ヒ素、カドミウム、総水銀についての自然由来と考えられる項目としましては、残置する位置と掘削する深さとの関係を準備書にお示しさせていただいております。なお、この自然由来と考えられる項目の大半は、ここでは鉛とヒ素でございます。

次に、道路交通騒音に係る環境基準についてのご指摘、騒音に係る環境基準につきまして、これで騒音に係る環境基準について、これによりますと、4車線以上の市道などにつきましては、昼間の時間帯で環境基準は70デシベル以下とされております。ここの評価では、この数値を用いております。なお、本事業の実施に当たりましては、さらに工事関係車両の走行台数を減らすなどの環境保全のための措置を講ずることにより、周囲の環境に及ぼす影響の低減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、沈砂設備の維持管理、水質の管理についてのご指摘です。

沈砂設備の確認の頻度につきましては、堆積土量の程度によるものと考えております。貯留容量が必ず確保できるように堆積土量を管理しまして、適切に処理していきたいと考えております。

次に、非科学的な、根拠のないようなものがあるというご指摘のうち、都市高速道路の走行速度についてのご指摘がございました。

車両からの排出ガス量は、時速60 kmと、時速70 kmで比較した場合、やはり車両、車種の分類や大気汚染物質の種類によりまして、時速60 kmの方が排出ガス量が多い場合と、逆に70 kmの場合の方が多い場合がございます。これはご指摘のとおりかと思えます。本予測では既に開通している都市高速道路の制限速度を参考にしまして、やはり時速60 kmを設定数値としてございます。

あと、事業計画の見直しが必要なものがあるというご指摘の中で、まず商業施設の駐車場台数、これについて縮小すべきではないかのご指摘をいただきました。商業施設の駐車場台数につきましては、大規模小売店舗立地法の指針に従いまして定められた駐車台数を確保することから、適切な台数を設定計画しております。

商業施設などの新施設利用者には、ホームページなどにおける公共交通での来場促

進や駐車場の有料化などの公共交通利用促進策を検討しておりまして、事業の実施による負荷の低減に努めてまいります。

続きまして、工事関係車両の用地の北側道路の走行についてのご指摘がございました。工事関係車両の一部でありますA区域の住宅建設にかかる車両につきましては、A区域の北側の2車線道路の利用を想定しております。現時点では住宅関係車両はすべて北側道路を利用する設定としておりますが、今後、工事施工者決定後には、事業予定地東側からの出入りも視野に入れ、詳細な工事計画を立案してまいります。また、工事の詳細が決まり次第、周辺の方、特に北側の住民の方々へは工事計画の内容を丁寧にご説明をさせていただきます。

さらに工事中には、現地に工事現場サイドの方に問い合わせの窓口を設けまして、周辺住民の皆様からの問い合わせ、ご意見に対しまして適切かつ迅速に対応できるような体制を整えていく計画でございます。

最後になりますが、今日いただいた幾つかのご意見のほかにもいろいろなご指摘があるとのお話も伺っております。その幾つかの項目につきましては、また名古屋市さんの方にもお伺いしながら、相談して今後、評価書等での対応を決定していきたいと思っております。

最後になりますが、以上、事業者の見解を述べさせていただきました。本日いただきました貴重なご意見につきましては、今後の計画を進める上での参考とさせていただきたいと存じます。本事業にご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（渡部部長）

ありがとうございました。運営方法のご説明の際にも申し上げましたように、陳述人の方で、ただいまの事業者の見解に対しましてご意見がございましたら、補足意見を述べていただくことができます。中川様、どうされますか。

陳述人（中川武夫様）

補足意見をさせていただきます。

議長（渡部部長）

必要であれば休憩を。

陳述人（中川武夫様）

必要ないです。

議長（渡部部長）

では、引き続きまして補足意見をいただくことにいたします。中川様お願いします。

陳述人（中川武夫様）

補足の意見を述べさせていただきます。幾つかの点について答えていただきましたが、これは回答をする機会がございませんので、ぜひ準備書の方に反映させていただきたいんですけれども、建物の高さにつきましては、高さだけでは意味がないわけで、どこが何mになるか、配置図がなければその影響については明らかにできないわけですね。ですからどこの位置の建物がどの高さになるかという資料ぐらいが今日配られるのかなと思いましたけれども、そういうものは配られないということでございます。これについては明確な記載をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから土壤汚染のものです。ベンゼンについてはマイナス6mのシルト層ということで、その周りを囲ってあるということでございます。そして、また今回も同じように準備書の方に記載してあるということですが、準備書を見ても詳細な場所はやはりなかなか確認できないということでございます。もしあれでしたら評価書の方には、きちんと、もっと明確な記載をお願いしたいというふうに思います。

それから騒音の環境基準につきましては、環境基準が70デシベルだから70デシベルを設定したということでございますが、先ほど申し上げましたように、環境基準を守ればいいというものではなくて、周辺の住民の方への影響ということを主体に考えなければならぬ。環境基準そのものの設定は、この環境基準が設定されたときにも大きな議論になりました。専門家からも大きな批判が出ているにもかかわらず、現実がこうだからという形で設定されたといういきさつが非常にございます。そういう意味で、それを問題だという指摘がされたのが広島高裁の判決である。広島高裁の判決についてはご承知のことだと思います。そういうものを参考にして、例えば65に、少なくとも65に下げるとの努力をどのようにするのかということが本来は記載をしていた必要があるのではないかとこのように思います。

それからもう1点、都市高速の走行ですが、60kmというのは法定速度で、皆さん都市高を60kmで走ったらどうということになりますか。そういう非現実的な法定速度、昔から私たち都市高速道路公社ともやってたんですけれども、60kmで法定だから60kmで車は走ると予測をして、どういう意味があるのか。現実そんな速度で走っている車はないわけですね。ということは、ふたを開けてみたら環境基準を超えてしまおうとか、そういうことが起こってくるわけです。だから現実合った予測をすべきだということで、一時期国土交通省の方も法定速度プラス10kmで予測してもよいという通達も出しております。それなのに今回あえて60kmにこだわる理由、全く理解できません。その辺は態度をぜひ改めていただきたいというふうに思います。

それから駐車場の問題ですが、そういうものが義務づけられているということでございますが、現実そんなような車が出入りすると、名古屋市環境保全目標値を超えるということが、これはもう事業者の方もご承知のことだと思います。環境保全目標値を超えても駐車場をつくらなければならないのかということが大きな問題です。そんな環境基準目標値を超えるような大規模な駐車場の設置の是非ということについて

も、ぜひご見解をお示しいただきたいというふうに思います。

最後に、道路の問題ですが、工事用車両の通行の問題ですが、北側は7.2mの生活道路です。こういうところへ工事中の大型車が入る、今はそれを前提として、この前提としてそういう計画を立てたこと自身が私には理解できません。そういうことはしてはならないことだというふうに思っております。原則東側の道路を使う。そして、やむを得ないときは、まあどうしても使わなければならないときもあるかも知れない。原則北側を使うし、今後できるだけ東側を使うようにするというのは、本末転倒と言わざるを得ない。本来は北側の住居に近い生活道路に大型交通量が、今はほとんど走っていない。そこへ数百台走るといようなことは、やはり避けるべきだ。そのことはぜひ事業者の方に考えていただきたいと思います。時間になりましたので、以上とさせていただきます。以上です。

議長（渡部部長）

どうもありがとうございました。

補足意見の陳述も終わりましたので、本日の公聴会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして公聴会を終了させていただきます。

本日は皆様方円滑な公聴会の運営にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

最後に事務局から公聴会の記録等についてお知らせいたします。

事務局（小出主幹）

本日の公聴会の記録につきましては、事務局において速やかに作成し、市役所等で閲覧できるようにするとともに、名古屋市の公式ウェブサイトにも掲載する予定でございます。

また本日の記録を環境影響評価審査会に提出し、本日の対象事業に係る準備書の審査に役立てていきたいと存じます。

本日は皆様どうもありがとうございました。お忘れ物のないようにお帰りください。

（閉 会 午後 2時50分）



公聴会の様子